
プロジェクト リース

項目 第 439 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 439 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「合理的に確実」の判断にばらつきが生じる懸念及び過去実績に偏る懸念について聞かれた意見

2. 事務局提案の全体的な方向性に違和感はない。「合理的に確実」の判断に関する適用ガイダンスの趣旨を改正基準の結論の背景において強調して記載するという提案は、IFRS 第 16 号と乖離することを意図したものではないと理解している。
3. 「合理的に確実」という用語は、直訳的で判断を難しくしていると考え。国際的な会計基準に精通した方のみを対象とはしていない日本基準においては、必ずしも同用語をそのまま採り入れる必要はなく、他の用語に置き換えることを検討すべきである。
4. 「合理的に確実」は一般的に高い閾値と考えられる点を結論の背景において強調するという事務局提案に異論はないが、高い閾値とした背景を基本的な考え方から説明していくべきと考える。
5. リース期間は、通常は、借手及び貸手の事情に基づいて交渉の結果締結されたリース契約の解約不能期間をベースとして決定するが、重大な経済的インセンティブがある場合にのみ限定的にオプション対象期間をリース期間に含めるという点を強調してはどうか。
6. IFRS 第 16 号 B37 項における延長又は解約オプションの行使可能性の評価にあたり考慮する重大な経済的インセンティブの例は、あくまでリース期間を決定する際の適用ガイダンスであって、賃借設備改良の耐用年数の決定や資産除去債務の履行時期の予測においても当該インセンティブの例を考慮することを求めるものではなく、これらの期間とリース期間を常に一致させる必要はないことを明らかにしてはどうか。
7. IFRS 第 16 号 B39 項があるからといって、リースの解約不能期間が十分に長い場合には、当然に延長又は解約オプションの行使可能性が低いとは言い難いと考える。

解約不能期間の長短だけによって延長又は解約オプションの行使可能性を判断してもよいという誤解を招かないように記載すべきである。

法律との関係について聞かれた意見

8. 実務上の判断に資するために普通借地契約及び普通借家契約に関する設例を検討するという事務局提案については、設例の作成は難しいと思われるものの、財務諸表作成者にとって参考になると考えられることから賛成する。

強制力の判断について聞かれた意見

9. リース会計専門委員会では、IFRS 第 16 号 B34 項は実務において参考となっているため改正基準に含めた方がよいという意見もあったということであるが、この規定を含めなくてもリース期間の判定に影響がなく、かつ、適用コスト等の観点から含めない方がよいのであれば、この規定を含めないという事務局提案に現時点では同意できる。

以 上